

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度 の被保険者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の要件を満たす方は、
国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が減免となります。

保険料・保険税の減免の対象となる人

- ①新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の人
⇒保険料(税)の全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の令和4年の収入が、前年と比べて10分の3以上減少が見込まれる世帯の人
⇒保険料(税)の一部を減額

申請方法等

持ち物

- 事業収入減の場合
⇒令和3年分確定申告書及び令和4年1月1日から申請日前月までの事業収入がわかるもの。
 - 給与収入減の場合
⇒令和3年分源泉徴収票の写し及び令和4年1月1日から申請日前月までの給与明細。
- 上記書類をお持ちの上、申請をお願いします。

申請・提出場所

- 国民健康保険税
⇒庁舎1階 住民環境課国保年金係まで
- 後期高齢者医療保険料
⇒庁舎1階 住民環境課国保年金係まで
- 介護保険料
⇒庁舎1階 保健福祉課介護保険係まで

その他詳細につきましては、町ホームページをご覧ください。担当係までお問い合わせください。

国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者の方で 新型コロナウイルスに感染もしくは感染が疑われ療養のため 労務に従事できなかった場合は、傷病手当金が支給されます。

新型コロナウイルス感染症により、労務に服することができなくなり、お勤め先から給与収入が得られなくなった方につきましては、傷病手当金の支給がございますので国保年金係までお問い合わせください。

【対象期間】 令和2年1月1日～令和4年9月30日まで (延長される場合があります)

令和4年度特定健診の受診がお済みでない方は受診をお願いします。

特定健診はメタボの予防や、生活習慣病の発症、重症化を防ぐことに特化した健診です。
予防や改善のための健康診断ですので医療機関にかかっている方も是非受診をお願いします。

- 【健診日程】 ①集団健診(保健センター) 8月26日(金)、10月31日(月)
②個別健診(各医療機関) 12月28日(水)まで
- 【料 金】 通常約7,500円のところ『無料!』



- 問い合わせ 国民健康保険・後期高齢者医療制度について
下諏訪町 住民環境課 国保年金係 ☎27-1111 (内線139・140)
介護保険について
下諏訪町 保健福祉課 介護保険係 ☎27-1111 (内線125)